

# 運 営 規 程

共生型生活介護事業

ウェルビューいずみ共生デイサービスセンター

## 共生型生活介護事業

### ウェルビューいずみ共生デイサービスセンター

# 運 営 規 程

#### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人いずみ会が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づき、ウェルビューいずみ共生デイサービスセンター（以下「事業所」という。）において、適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、円滑に運営するとともに、従業者が当該事業所の支給決定を受けた利用者（以下「利用者」という。）に対し、適正な共生型生活介護を提供することを目的とする。

#### (運営の方針)

- 第2条 事業所は、利用者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な共生型生活介護の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 事業所は、利用者の意思決定の支援に配慮するとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って共生型生活介護を提供するよう努めるものとする。
  - 3 事業所は、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害福祉支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
  - 4 事業所は、「障害者総合支援法に基づく共生型生活介護事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）に定める内容の他、関係法令、各市町村で定める内容等を遵守し、共生型生活介護を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 共生型生活介護を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ウェルビューいずみ共生デイサービスセンター
- (2) 所在地 秋田市泉菅野二丁目17番27号

(従事者の職種・員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する共生型生活介護の従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている共生型生活介護の実施に関し、従業者に対し、遵守させるための必要な指揮命令を行う。

- (2) 生活相談員 2名(1名介護職員兼務)

生活相談員は、相談サービスの提供をする。

- (3) 看護職員 2名(1名は機能訓練指導員を兼務)

看護職員は、利用者の看護並びに健康管理を担当する

- (4) 介護職員 2名(1名は生活相談員兼務)

介護職員は、介護サービスの提供をする。

- (5) 生活支援員 2名

生活支援員は、必要な日常生活上の支援を行うとともに、利用者支援の企画並びに実施、家族及び地域社会の各種相談に関することに従事する。

- (6) 機能訓練指導員 1名(看護職員兼務)

機能訓練指導員は、利用者に対する機能の維持・回復のための機能訓練サービスの提供をする。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日

月曜日から土曜日までとし、祝日も営業する。ただし、12月31日か

ら1月3日までを除く。

- (2) 営業時間  
午前8時30分から午後5時までとする。
- (3) サービス提供時間  
午前9時30分から午後4時30分までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の共生型生活介護の定員は、指定地域密着型通所介護等サービスと合わせて15名とする。

(共生型生活介護の内容)

第7条 事業所が利用者に提供する共生型生活介護の内容は、次のとおりとする。

共生型生活介護

- (1) 送迎
- (2) 健康チェック
- (3) 入浴・食事・排せつ等介助
- (4) 個別機能訓練
- (5) 生活援助
- (6) 相談及び援助

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 事業所は、共生型生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を利用者から受けるものとする。

- (1) 事業所は、共生型生活介護を提供した際は、利用者から、市町村が定める負担上限月額（障害者総合支援法施行令〔平成18年政令第10号〕第19条第2項に規定する負担上限額をいう。以下同じ。）の範囲内において、共生型生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。
- (2) 食事の提供に要する費用（食費）  
1日あたり300円の実費負担とする。
- (3) 入浴料  
1日あたり200円の実費負担する。
- (4) 創作的活動に係る材料費

(5) 日用品費

- 2 事業所は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 3 事業所は、費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払った利用者に対し、交付するものとする。

(通常事業の実施地域)

第9条 通常の実業の実施地域は、秋田市（河辺、雄和地区を除く）の地域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、共生型生活介護の利用に当たって、次の事項に留意するものとする。

- (1) 秩序に従って相互の親睦を深めること。
- (2) 配慮すべき健康状態、感染症の有無等について報告すること。
- (3) 身上に関する重要な事項が生じたときは、速やかに事業所に届け出ること。

(緊急時等における対応方法)

第11条 事業所の従業者は、現に共生型生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変等が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、消火設備、その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するものとする。

- 2 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行うものとする。

#### (秘密の保持)

第13条 従業者は、在職中はもとより、離職後においても業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。

2 事業所は、事業所の従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とするものとする。

3 事業所は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者の同意を得ておかなければならないものとする。

#### (苦情解決)

第14条 事業所は、その提供した共生型生活介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等、苦情解決に関する体制を整備し、掲示する等、利用者等に周知の徹底を図るものとする。

2 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにてできる限り協力するものとする。

#### (身体拘束の禁止)

第15条 事業所は、共生型生活介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束、その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならないものとする。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等、必要な事項を記録するものとする。

#### (虐待の防止のための措置に関する事項)

第16条 事業所は、虐待防止に関する責任者の設置、従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施、成年後見制度を活用した権利擁護、苦情解決体制の整備、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等、虐待防止のための措置を講じるよう努めるものとする。

(事故発生時の対応)

第17条 事業所は、利用者に対する指定障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、事故の状況や事故に際して取った処置等を県及び市町村、当該利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講じるとともに、書面として記録するものとする。

2 事業所は、利用者に対する共生型生活介護等の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないものとする。

(記録の整備)

第18条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、利用者に対する共生型生活介護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならないものとする。

(地域貢献活動)

第19条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めるものとする。

2 地域との関わりを持つために、地域に貢献する活動（地域の交流の場の提供、認知症カフェ等）に努めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第20条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人いずみ会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規程は、平成30年8月1日から施行する。